

ロールズとソロー，ホイットマン

——アメリカ民主主義の伝統との連続性——

宇野重規

概要

本稿は、ロールズの政治哲学と、ソローやホイットマンに代表されるアメリカの超越主義の伝統との関係を検討するものである。ロールズが自らの正義論を展開するにあたって、アメリカの伝統的思想に言及することは少ない。しかしながら、市民的不服従を強調したソローをはじめ、ロールズとアメリカの伝統的思想の間には予想以上に連続性があるのではないかと、超越主義は、人間を本来、善なるものとして捉え、原罪を否定する。これを受けてソローは、人間の自己とその良心を重視し、これを抑圧するものへの市民的不服従を主張した。市民的不服従は、それを通じて社会の多数派の良心に訴えかけるものであり、ロールズの正義感覚の議論との間に共通性がある。さらにホイットマンは、宗教と切り離された世俗の道徳法則として、正義と民主主義を論じようとした。このような点において、アメリカの伝統的思想は、ロールズの政治哲学にも影響を及ぼしていると考えられる。

キーワード

ロールズ，ソロー，ホイットマン，超越主義，民主主義

I. はじめに

ジョン・ロールズの政治哲学の起源を探るにあたって、ヨーロッパ思想史上の人物が参照されることは少なくない。ロールズ自身、その『哲学史講義』ではカント、ヘーゲル、ライプニッツやヒュームなどを論じ、『政治哲学史講義』では、ホッブズ、ロック、ミル、マルクスなどを取り上げている。このリストにさらに別の名前を加えることも可能だろう。しかし、ロールズに影響を与えた人物として、アメリカの思想家や哲学者の名前が挙げられることは決して多くない。むしろ例外的と言ってもいいのではないかと、

これはどういうことなのだろうか。ロールズは、もっぱらヨーロッパ思想や哲学から影

響を受け、自らの祖国アメリカの思想や哲学からの影響はなかったのだろうか。あるいは、アメリカには、ロールズが参照するに足る思想家や哲学者がいなかったのか。

アメリカ固有の思想や哲学の歴史を語るにあたって、しばしば参照されるのは、超越主義（Transcendentalism、超絶主義とも訳される）である。この場合、超越あるいは超絶といっても、キリスト教のそれではない。この思想の代表者とでもいうべきラルフ・ウォルドー・エマソン（Ralph Waldo Emerson 1803-1882）は、若き日に聖職者の道を目指したが、やがてそこから離れている。アメリカ東部のニューイングランドにおいて有力だったのはカルヴィニズムの伝統であるが、これに対抗して現れたのが超越主義である。

キリスト教においては、原罪の思想は、いうまでもなく正統的な教義である。カルヴァン派においてもその点に変わりはない。しかしながら、人間は生まれながらにして罪を負っていることを強調するこの教義は、アメリカの地にあって変質することになる。人間は元来、善の存在である。このような考え方は伝統的なカルヴィニズムを揺さぶり、やがて三位一体を否定するユニテリアンの思想を生み出していった。このような、いわばポスト・カルヴィニズムの精神風土において、あらためて個人の良心を強調したのが超越主義であった。

キリスト教的な神観念に代わり、超越主義においては、超越的なものの存在を個人のなかに見出す。エマソンは、自己への信頼（self-reliance）を説いたが、この場合の自己とは孤立したものではなかった。自己の内に超越的なものを見出すエマソンは、その自己を深く掘り下げることで、宇宙や大地を貫く大いなる精神（Over-Soul）と結びつくことを強調した。このような信念こそが、個人の良心を重視することにつながり、さらには個人の良心を否定するものへの抵抗の精神へと発展したのである。

エマソンはまた、講演「アメリカの学者（The American Scholar）」（1837年）でも知られている。この「アメリカの学者」とはまさに、ヨーロッパからのアメリカの知的独立を説いたものであった。独立戦争によって政治的独立を実現したアメリカは、いまや知的にも独立をはたすべきである。アメリカ独自の思想とその表現を求めたエマソンの影響下に、「アメリカン・ルネサンス」とでも呼ぶべき一群の思想家や著述家が現れたのである。

はたしてロールズの政治哲学は、純粋にヨーロッパ思想史の系譜に立ち、超越主義に代表されるようなアメリカの伝統的思想・哲学とは無縁なのだろうか。あるいはロールズもまた、アメリカ思想や哲学から何らかの影響を受けているのだろうか。

本稿では、アメリカの伝統思想である超越主義における民主主義論に着目し、これとロールズの政治哲学の関係を検討するものである。その際、超越主義の思想家とされ、エマソンの影響を強く受けたヘンリー・デイヴィッド・ソロー（Henry David Thoreau 1817-1862）とウォールト・ホイットマン（Walt Whitman 1819-1892）を取り上げてみたい。ソ

ローについては、いうまでもなく「市民的不服従 (civil disobedience)」の概念が重要である。この概念については、ロールズもまた『正義論』などで取り上げているところであり、同時代におけるマーティン・ルーサー・キングの公民権運動との関わりを探ることも不可能でないだろう。

これに対し、ホイットマンとロールズについては、直接的な結びつきや影響関係を見出すことは容易でない。ただし、後述するように、ホイットマンの独特な民主主義論とロールズの政治哲学がまったく無縁とも考えにくい。直接的な影響関係を議論することは困難であるとしても、ある種の思想的親近性の有無を検討することはなお可能かもしれない。

以下、まずはソローとロールズについて検討した後で、次にホイットマンとロールズとの関わりについて論じてみたい。このことを通じて、ある意味で土着的とさえいえる、アメリカの伝統的な民主主義思想とロールズの関係について考えることが本稿の目的である。

II. ソローの市民的不服従

ソローはマサチューセッツ州のコンコードに生まれた。アメリカ独立戦争の口火を切ったレキシントン・コンコードの戦いで知られる小さな町だが、ソローは20歳のときに、この町に引っ越してきた14歳年上のエマソンに出会っている。エマソンはソローにとって友人であり、師匠であった。ハーヴァード大学を卒業したソローであるが、生涯にわたって定職に就くことはなかった。ソローはコンコードの町を中心とする地域で暮らし、そこを歩き、思索し、著述を続けた。

ソローといえば何よりも『ウォールデン 森の生活』(1854年)で知られている。ウォールデン湖畔の森に丸太小屋を建て、そこで過ごした2年2ヶ月の日々を描いた記録文学だが、ソローがこの場にいたのは、何も自然を愛するがゆえではない。現在では環境保護運動の先駆として、あるいは自然とともにある生活を楽しむバイブルとして知られるこの著作だが、その本質はあくまで政治的な異議申し立てにある。

ソローが批判したのはアメリカ政府である。奴隷制を維持し、メキシコに対する帝国主義的な戦争を行おうとするアメリカの連邦政府、あるいはマサチューセッツの州政府に対し、ソローはけっして同意することはできなかった。このような政府に対する抵抗として彼が選んだのが、市民的不服従である。具体的には、彼は人頭税の納付を拒否し、投獄されている(住民の生活のための住民税は払っていた)。収税を担当していた保安官のサム・ステープルズはソローの隣人であり友人でもあったが、税を立て替えることを申し出たサムを拒絶し、ソローはあえて牢獄に入ることを選んだのである。このことをもって、政府へ

の不同意を示そうとしたソローであるが、実際には、叔母が代わりに税を払ってしまったので、一晩で釈放されている。

ソローは、自らの考えを示すために、コンコードの文化協会で講演「市民の抵抗」(後に「市民政府への抵抗」と改題, 1848年)を行なっている。政治的不正に対する個人の責任と、政治的権威に従う義務の相克を論じるこの講演で、ソローは「人間を不正に投獄する政府のもとでは、正しい人間が住むのにふさわしい場所は牢獄である」(Thoreau 2020: 158, 邦訳, 30頁)と述べている。ここでソローは、何もあらゆる不正を根絶することが人間の義務だとは言わない。しかし、人間は少なくとも不正に関与しないこと、そして不正を支持しないことを人間の義務として強調する。その意味で、牢獄にいることこそが、ソローにとっては正しい人間としての義務であった。

しかしながら、あるいは、投票行動を通じて、政府の行動を改めればいいのではないかという意見もあるだろう。これに対してソローは、「自分たちが一票の差で多数派を構成し、その多数派を通じて正義が広く世におこなわれる日まで待たせよう、などと考えるはならない」(Thoreau 2020: 158, 邦訳, 28頁)という。「奴隷の政府といってもいいようなこんな政治組織を、私は一瞬たりとも、わが政府として認めることはできない」(Thoreau 2020: 154, 邦訳, 15頁, 強調は原文)からである。投票など、道徳問題をもてあそぶ遊戯であり、一種の勝負ごとであって、投票者の人格が賭けられているわけではない。正義を偶然の支配や多数者の力にまかせてはならないのである。

しかしながら、ソローは不服従だけで満足するわけではない。彼が不服従をもって異議申し立てをするのは、その隣人に対して訴えかけるためである。「私は遠方の敵に対してではなく、わがふるさとの近くにいるが遠くの敵と協力し、その命令に従っているひとびとに対して、異議を申し立てているのだ」(Thoreau 2020: 155, 邦訳, 18頁)。ソローが講演を行うのは、隣人に対して絶望しているわけではなく、また訴えかけても無駄とは思っていない証拠であろう。

ソローはまた、自分を無政府主義ではないという。その上で彼は「一市民としての実際的な立場から意見を述べるとすれば、私はただちに政府を廃止しようと言いたいのではなく、ただちにもっとましな政府をつくろう、と言いたいのである」(Thoreau 2020: 153, 邦訳, 10-11頁)という。ソローは人々の良心に訴えかけ、そのことによって政府を少しずつでも改善していくことを目指したのである。ソローは人間性の善を信じており、そのことによる社会の改良を死ぬまで諦めることはなかった。

Ⅲ. ロールズの市民的不服従

ロールズが市民的不服従の概念に興味を持っていたことは明らかである。『正義論』の第 55 節以降において、ロールズは市民的不服従と良心的拒否を区別し、その定義、正当化、役割を論じている。そこで当然にロールズはソローの名前を挙げている。さらにロールズは、『正義論』に先立って、1966 年のアメリカ政治学会大会で、「市民的不服従の正当化」と題して報告もしている。

ロールズもまた時代の子であったのだろう。1955 年、アラバマ州モントゴメリにおいて、ローザ・パークスがバスの白人専用の席に座り続けたとして逮捕されたことを契機に、アメリカでは公民権運動が始まった。この運動において重視されたのが市民的不服従である。座り込み（シット・イン）などの活動が行われ、指導者であるマーティン・ルーサー・キング牧師によってこの原理が採用されている。公民権運動を支持し、新しい公民権法案を提案したジョン・F・ケネディ大統領が暗殺されたのが 1963 年であり、キング牧師もまた 1968 年に暗殺されている。この時期に、ハンナ・アーレントを始め、多くの思想家や哲学者が市民的不服従の概念に着目し、議論を展開しているが、ロールズが市民的不服従の概念に着目したのも、このような時代を背景にしてのことであろう。

それでは、ロールズにとって、市民的不服従とは何か。彼のこの概念を、「通常は政府の法や政策に変化をもたらすことを達成目標として為される、公共的で、非暴力の、良心的でありながらも政治的な、法に反する行為」として定義している (Rawls 1999: 320, 邦訳, 480 頁)。続いてロールズは、この市民的不服従によって共同体の多数派の正義感覚に呼びかけることを目的として示している。

ロールズによれば、市民的不服従は、「おおよそ正義にかなったデモクラティックな国家」(Rawls 1999: 319, 邦訳, 479 頁)でのみ意味を持つ。大部分においてよく秩序だっているが、それでもなおかなり深刻な正義の侵害が生じるような社会において、憲法の正統性を受け入れ、デモクラティックな社会の基本的な諸原理を受け入れた人々に対して行われるのがこの行為である。言い換えれば、深刻な正義の侵害がない社会であれば、法に反する行為は正当化されないし、逆にデモクラティックな社会でなければ、その正義感覚に訴えても無駄であろう。個人や集団の利益のための不服従は認められないし、不服従は公共の広場においてなされるべきである。市民的不服従はあくまで政治的な行為であるというのが、ロールズの理解である。

興味深いことにロールズはこの市民的不服従を良心的拒否と区別している。第一に、良心的拒否において、人は単に良心的な理由で命令順守を拒否するのであり、多数派の正義

感覚に訴えかけるものではない。法や政策を変えることを期待しているとも限らない。第二に、良心的拒否は政治的原理に基づくものではない。それは場合によっては、憲法原理に反する宗教的原理に基づく場合もあるかもしれない。市民的不服従は共有された正義の構想への訴えであるが、良心的拒否の理由は他にもありうる。

このようにロールズの場合、市民的不服従を多数派の正義感覚に訴えかける、あくまで政治的な行為として理解している点に、その特徴があると言えるだろう。ロールズ自身、市民的不服従と良心的拒否を区別する点において、自らの理解が、ソローをはじめとする伝統的な理解よりも狭いことを認めている (Rawls 1999: 323, 邦訳, 485 頁)。

ロールズは市民的不服従を、正義の第一原理の深刻な侵害と第二原理の公正な機会均等原理の甚だしい侵害がある場合に限り認めている。さらにロールズは、他の手段をもってしては正義の回復が不可能であるという限定もつけている (Rawls 1999: 326-27, 邦訳, 490-91 頁)。同時代的な議論と比較しても、ロールズの市民的不服従の捉え方が厳格であり、場合によっては保守的であるということも可能だろう。

逆にいえば、このような条件を満たした上で市民的不服従がなされるならば、それは正義の実現を促すばかりでなく、正義感覚の強化を通じて社会の安定化をもたらす。

このようにソローとロールズの市民的不服従は重要な差異を含みつつ、同胞市民の良心や正義感覚に訴えて社会を改良するという志向を共有している。さらにその根底には、人間を原罪の持ち主として理解するのではなく、その根源的な善性を信じるという共通性を見出すことも可能である。その意味でいえば、市民的不服従は極めてアメリカ的な政治原理であり、ロールズはその原理をソローから確実に受け継いでいると言えるのではなかろうか。

IV. ホイットマンと「宗教的民主主義」

ホイットマンといえば、詩集『草の葉 (*Leaves of Grass*)』で知られる。ニューヨーク州のロングアイランドに生まれたホイットマンは、母親がクエーカー教徒であったこともあって、その「内なる光」を重視する精神を吸収して育った。成人してからは印刷工やジャーナリスト、教師などを勤めている。エマソンを敬愛し、個の覚醒と精神の独立を重視する超越主義の伝統を継承している。

ちなみに『草の葉』を出版したのは、1855年の7月4日のことである。あえてアメリカ独立記念日に詩集を刊行したことからもうかがえるように、ホイットマンはアメリカの精神、とくにその民主主義の精神をきわめて重視していた。その詩集に登場するのは、大

工や農夫、石工や郵便配達夫など、名もなきアメリカの庶民たちである。平等を強調し、普通選挙権や婦人参政権を主張したホイットマンは、筋金入りの民主主義者であった。奴隷制にも反対したが、多くの血が流れた南北戦争の光景に深く傷ついたのもホイットマンである。性的な表現やあけすけな記述によって同時代的には批判を受けた彼の『草の葉』は、現在では、アメリカを代表する詩集の一冊となっている。

『草の葉』で有名なのは、例えば冒頭にある「自己なるものをおれは歌う」であろう。「自己なるものをおれは歌う、つまり単なる一個人を、それでいて民主的という言葉も、大衆という言葉もおれは発する」(Whitman 2004: 1, 邦訳, 12頁)はまさしく、彼の方法論的なマニフェストであった。さらに「リラの花が先ごろ戸口に咲いて」や「おお船長！わが船長！」ではリンカーンの死に衝撃を受け、その悲しみを言葉にしている。

もし詩人を、他の個人や社会と距離を置き、孤独のうちに、自らの内面を繊細に言葉にする文人として想像するならば、ホイットマンはそれとは違うだろう。ホイットマンもまた個人の内面に思いをはせるが、同時にそれは社会と向き合うものであり、それは政治的であることと矛盾しない。むしろ、彼の言葉は社会に向けて、あえて政治的であろうとする意志を示していた。ホイットマンはあえてアメリカ国民に向けて語りかけたのである。

ホイットマンはさらに、民主主義をめぐる考察『民主主義の展望 (Democratic Vistas)』を1871年に出版している。といっても、この本は民主主義の理論を論じる本ではない。彼は民主主義を文学として論じようとした。ホイットマンの考えでは、民主主義が政治の理論としてではなく、日々の芸術に、詩に、そして人々のメンタリティや趣味、信念のレベルに定着してこそ、意味を持つ。結果として、市民の間に自発的な規範や信頼の法則を打ち立てることこそが、ホイットマンの目指す民主主義の目的であった。

その上でホイットマンは「《アメリカ》と《民主主義》という言葉は、相互に転用できるものとして私は使用するつもりだ」(ホイットマン 1992: 16)という。ホイットマンにとって、アメリカとは何よりもまず、民主主義の国である。民主主義の国でないアメリカはありえない。その民主主義はいまだ未熟であるが、アメリカの平均的な人々の心の中に根を下ろしている。アメリカ政治は人民に基礎を持ち、政治的であることはアメリカの性格(キャラクター)の一部をなしている。

ホイットマンにとって重要なのは多様性と自由であった。多様な個人とその精神が存在し、自由でかつ自立していることがすべての出発点となる。しかしその「個(シングルネス)」は集団と緊張をはらみつつ、それでも集団と結びつかなければならない。「この二つのものは互いに矛盾するが、われわれの務めはこの両者を融合させることにある」(ホイットマン 1992: 39)。ホイットマンにとって、完全な個人主義と集合体の理念を結びつけるのが民主主義であった。

この民主主義によって、個人は自らを制御し、他の個人や国家との関係を規律する。「要するに、民主主義とは百万の人間にとって最善にして唯一のもの、しかも穏当で、立派な手段であり、考え方を系統立ててくれるもの、あまねく警世の声を放ち、心の訓練を施してくれるものである」(ホイットマン 1992: 55)。最終的にホイットマンが目指すのは、「それは絶対的な《良心》と精神的健全さとしての《正義》、これらのものを不朽の基底から創り出し、それに適切な表現を与えようとするもの」(ホイットマン 1992: 139)であった。

この点において、「民主主義の真髄には、結局のところ宗教的要素がある」(ホイットマン 1992: 59)とホイットマンはいう。さらに彼は「宗教的民主主義 (Religious Democracy)」という言葉さえ用いる。しかしながら、彼が強調するのは、そのような民主主義に向けて、社会が進歩していくことの意義であり、そのための信念であって、宗教的教義ではなかった。彼は「司祭」を排除し、あくまで世俗的な議論として民主主義と正義を論じたのである。

V. ロールズと宗教

このようなホイットマンとロールズの間をどのように論じるべきだろうか。難しいのは、ロールズによるホイットマンへの言及がほとんど見られないことである。さらに、あらためて強調するまでもなく、ロールズは自らの正義論をあくまで世俗的な理論として展開していることも問題である。「宗教的民主主義」という言葉はけっしてロールズの採用しないところであろう。その意味で、ホイットマンとロールズの間には、親近性が存在するどころか、むしろ正反対の思想の持ち主であるとも言うことも可能である。

とはいえ、よく知られているように、ロールズは若き日に一度は信仰の道に進もうと決意した人物である(「私の宗教」, Rawls 2009)。とくにこの世における悪の存在に関心を持ち、プリンストン大学を卒業するにあたっては、「罪と信仰の意味についての考察」と題された卒業論文を提出している。この後、ロールズは、原爆投下やホロコーストの衝撃から、あるいは些細な偶然がロールズと戦死した彼の戦友の運命を分けた体験から、神の意志の至高性を疑い、信仰から離れることになった。とはいえ、その後も彼は、その佇まいにおいて一種の宗教的エートスを感じさせる人物であった。これらの点を受けて、田中将人は次のように指摘しているが、妥当であろう。「ロールズの理論をたんなる世俗主義的リベラリズムと捉えようとする研究は、すでに過去のものである。豊かな宗教的センスの持ち主が、一体なぜ、一見世俗主義的に思われる理論を提唱したのかに着目する方

が、問いとしても有効だろう」(田中 2017: 20).

その上で田中は、ロールズの正義論には、人間の本性が本来善であり、道徳的な人々によってこの世界において正義を漸進的に実現することが可能であると信じる点において、宗教的側面を見出せると論じる(田中 2017: 22-32). 田中によれば、「人間本来の善性を肯定しつつ、ありうべき社会秩序を構想する」点において、ロールズはルソーの課題を継承し、「道徳法則にしたがうこと、わたしたちの内面に堅固な善意志を育て上げるよう努力すること、実世界をそれにしたがって形づくること」という点で、カントの理論の宗教的側面を継承している. このような田中の議論が正しいとすれば、あくまで世俗的な立場から、しかし「宗教的民主主義 (Religious Democracy)」を追求しようとしたホイットマンとロールズの「近さ」を論じることも、あながち無理ではないだろう.

とくにホイットマンの場合、民主主義とは政治体制を指すのではなく、あくまで個人の自由と多様性を尊重し、個人と個人、個人と社会を規律する、穏当で健全な正義の法則を發展させていくことを意味していた. この点において、様々な善の構想を持つ諸個人が、公共的な仕方では正義の原理を承認することで多様性と秩序を両立させることを構想したロールズとの間に、一定の親近性を見出すこともできるだろう. 根底において共有されているのは、人間が本来、善なる存在であり、そのような個人が個を保持しながら、社会の公正な一員となれると信じる発想である. この点において、ロールズの正義論は、超越主義に端を発するアメリカの民主主義思想と、どこか通じているように思われる.

VI. 結びに代えて

以上の議論を確認しておきたい.

カルヴィニズムにおける原罪の教理を否定し、人間を本来、善なるものとして捉える超越主義は、自己への信頼を説くと同時に、自己の良心を抑圧するものに対する市民的不服従の精神を育んだ. このような知的伝統はキリスト教、あるいは宗教一般を退けるように見えて、根底的なところで宗教的な要素を含むものであった. そして、アメリカ土着の思想とでもいふべきこの知の流れは、アメリカにおける個人主義や民主主義をめぐる思想の發展において、いわば伏流水のように影響を及ぼしている.

本稿で確認してきたように、超越主義に源流を持つアメリカの伝統思想は、ロールズの政治哲学においても、たしかに継承されているのではないだろうか. まずソローの場合、市民的不服従を重視し、その際も、単に自らの良心を抑圧するものを拒むだけでなく、他の市民を信頼して漸進的な社会や政府の改良を進めていくことを信じる点において、ロー

ルズとの共通性は明らかであろう。ロールズにおいてもまた、市民的不服従は共同体の多数派の正義感覚に訴えることで、政府の政策を変化させ、社会の改良を目指すものであった。根底にあるのは、人間を、原罪を持った罪の存在としではなく、あくまで善なる本性を持つものとして捉え、そのような人間によって社会をより良いものにしていくことへの根本的な信念である。この点において、両者の間には明らかにつながるものがある。

ホイットマンについても、ロールズとの親近性が見られるのではないか。まず、両者はいずれも宗教的な感覚を強く持ちながら、あえて宗教と切り離れた世俗の論理として正義と民主主義を論じようとしている。重要なのは、個人と社会との間に確固たる道徳的法則を打ち立てることであり、それは多様な個人の良心に訴えかけることによって漸進的に実現する。それは「穏当」であり、「健全」のものであり、これを明確な言葉で表すと同時に、日々の暮らしのなかで一人ひとりの個人が自らのものしていくことが重要である。このような基本的考え方において、ホイットマンとロールズはけっして遠い存在ではない。むしろ、かなりの程度、共通性を持っているとさえ言えるのではないだろうか。

このことは、一見したところ、アメリカの伝統的思想に依拠しているようには見えず、むしろヨーロッパの思想的・哲学的伝統とのつながりを強調するロールズにおいてなお、アメリカの知の伝統が流れ込んでいることを意味する。ロールズの政治哲学の背景にあるものを考える上で、本稿が一つの示唆となることを期待している。

参考文献

- Emerson, Ralph Waldo 2012, *History, Self-reliance, Nature, Spiritual Laws, The American Scholar*, Ulan Press.
(『アメリカの学者』、『超絶主義』、斎藤光記、研究社出版、1975年)
- Rawls, John 1999, *A Theory of Justice: Revised Edition*, Belknap Press. (『正義論 改訂版』、川本隆史他訳、紀伊國屋書店、2010年)
- Rawls, John 2000, *Lectures on the History of Moral Philosophy*, Belknap Press. (『哲学史講義』上・下、坂部恵他訳、みすず書房、2005年)
- Rawls, John 2008, *Lectures on the History of Political Philosophy*, Belknap Press. (『政治哲学史講義』I・II、齋藤純一他訳、岩波書店、2011年)
- Rawls, John 2009, *A Brief Inquiry into the Meaning of Sin and Faith: With "On My Religion,"* Thomas Nagel ed., Harvard University Press.
- Thoreau, Henry David 2020, *Walden and Civil Disobedience*, Independently published by Amazon. co. jp.
(『ウォールデン 森の生活』、今泉吉晴訳、小学館文庫、2016年；『市民の抵抗一他五篇』、飯田実訳、1997年)
- Whitman, Walt 2004, *Leaves of Grass*, Bantam Book. (『おれにはアメリカの歌声が聞こえる一草の葉(抄)』、光文社古典新訳文庫、2007年)
- 宇野重規 2013, 『民主主義のつくり方』、筑摩書房
- 川本隆史 1997, 『ロールズ—正義の原理』、講談社
- 田中将人 2017, 『ロールズの政治哲学—差異の神義論＝正義論』、風行社
- ホイットマン, W. 1992, 『民主主義の展望』、佐渡谷重信訳、講談社学術文庫